

共済組合の組合員

1 組合員とは

福岡市の常勤職員となった方は、一般職・特別職の区別なく、その職員となった日から福岡市職員共済組合の組合員となる。ただし、公立学校共済組合などの他の共済組合に加入する者を（教職員）除く。

2 組合員の種別

1	一般組合員	2から9に掲げる組合員以外の組合員
2	短期組合員	短期給付及び保健事業のみ適用される組合員
3	市長組合員	市長である組合員（7に規定する市長長期組合員を除く。）
4	特定消防組合員	消防司令以下の消防職員である組合員
5	長期組合員	後期高齢者医療の被保険者（高齢者の医療の確保に関する法律第50条に規定する被保険者をいう。）である組合員等
6	後期高齢者等短期組合員	2に規定する短期組合員のうち、5に規定する長期組合員の要件を満たした組合員
7	市長長期組合員	市長である長期組合員
8	継続長期組合員	特定法人等へ退職派遣となった職員で、長期給付のみ適用される組合員
9	任意継続組合員	退職の日の前日まで引き続き1年以上1から8に掲げる組合員であった方（引き続き組合員期間が1年と1日以上ある方）が、所定の手続きを完了することにより、退職後も共済組合の短期給付等が継続して適用される組合員

3 資格の取得と喪失

【一般組合員等（組合員の種別の1・3・4に掲げる組合員）】

資格の取得・喪失	取得	福岡市の常勤職員となった方は、一般職 特別職の区別なく、その職員となった日から福岡市職員共済組合の組合員となる。また、次の職員も同様に共済組合の組合員となる。 ① フルタイム勤務の再任用職員 ② 独立行政法人福岡市立病院機構の職員（「常勤」の条件を満たす職員） ③ フルタイム（7時間45分）で勤務した日が18日以上ある月が引き続き12月を超える会計年度任用職員
	喪失	組合員が退職または、死亡したときは、その翌日から組合員の資格を喪失する。ただし、任意継続組合員となることで退職した後も引き続き組合員資格を一定期間継続することもできる。

【短期組合員】

取得	次の職員は「短期組合員」となる。 ① 短時間勤務の再任用職員 ② 臨時的任用職員 ③ 会計年度任用職員のうち、社会保険（厚生年金・健康保険）の適用対象である職員で、一般組合員ではない職員。
喪失	組合員が退職または、死亡したときは、その翌日から組合員の資格を喪失する。ただし、任意継続組合員となることで退職した後も引き続き組合員資格を一定期間継続することもできる。
受けられる給付等	短期給付及び保健事業

【長期組合員、後期高齢者等短期組合員、市長長期組合員（組合員の種別の5・6・7に掲げる組合員）】

後期高齢者医療の被保険者（75歳以上の方及び65歳以上74歳以下で後期高齢者医療広域連合の障がい認定を受けた方）は「長期組合員」となる。また、短期組合員のうち、後期高齢者医療の被保険者は「後期高齢者等短期組合員」となる。これらに該当すると、「後期高齢者医療制度の被保険者証」が居住する県の後期高齢者医療広域連合から市町村を通じ、対象者の方へ交付される。

【任意継続組合員（退職後に引き続き共済組合の短期給付等を受けることができる「任意継続」制度）】

資格の取得	対象者	退職の日の前日まで引き続き1年以上組合員であった方（引き続き組合員期間が1年と1日以上ある方）
	手続き	「任意継続組合員資格取得申出書」を退職の日から起算して20日以内に提出
適用期間	最高2年	
受けられる給付等	保健給付、災害給付、附加給付及び保健事業の一部	
資格喪失	以下のいずれかの事由に該当するとき ア 2年間を経過したとき イ 死亡したとき ウ 掛金を納付期限までに納付しなかったとき エ 再就職し、他共済の組合員または他の健康保険の被保険者となったとき オ 後期高齢者医療制度の被保険者となったとき カ 任意継続組合員でなくなることを希望する旨を申し出たとき	

【継続長期組合員】

特定法人への退職派遣者は、長期給付（年金）のみ共済組合の適用を受ける「継続長期組合員」となる。短期給付（健康保険）は共済組合の適用を受けることができないので、派遣先で全国健康保険協会（通称「協会けんぽ」）等へ加入することとなる。

【※特定法人…（株）博多座、（株）福岡クリーンエナジー、福岡地下街開発（株）、博多港開発（株）、博多港ふ頭（株）】